

# わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設選定基準

## I 趣旨

この基準は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者に斡旋し、または支給する弁当の調製施設の選定を行うために必要な事項を定める。

## 2 大会に対しての理解と協力

大会に理解があり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

## 3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会または実行委員会が指定する弁当業務代行事業者と指定弁当調製施設間相互において、円滑な業務の連携が可能であること。

## 4 対象施設

- (1) 応募時点において、高島市税（高島市が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。
- (2) 応募時点において、製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 大会にて弁当を調製する時点において、製造所が食品衛生法に基づく以下のいずれかの営業許可を受けていること、もしくは受けられることが可能であること。

ア 令和3年5月31日以前に、飲食店営業許可（種目：弁当屋もしくはそうざい屋）もしくはそうざい製造業営業許可を受けていること。

イ 令和3年6月1日以降に、そうざい製造業の営業許可を受けていること。

- (4) 高島市内に本社または製造所を有している業者であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を指す。以下同じ）が、高島市暴力団排除条例第2条第3号または第4号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

イ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団もしくは暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

- エ 役員等が暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

## 5 施設の衛生管理

- (1) 選定時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付衛食第85号)などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営および整備が食品衛生法および施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食として、原材料および調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に、赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌およびノロウィルスの項目について実施すること。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること。

## 6 施設の調製能力

- (1) 大会開催時の提供可能数が、1回150食以上であること。
- (2) 前日午後8時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 原材料に高島市産または滋賀県産品を積極的に採用する等、高島市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面および食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが3日以上可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

## 7 施設の対応能力

- (1) 適切な温度管理を行い、車両等による配達が可能であること。
- (2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭および持ち運び用袋の提供ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時および場所に搬入できること。

(4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。

- ア 弁当の名称
- イ 原材料名（アレルゲン、遺伝子組換え等の表示、原料米の産地等の表示を含む）
- ウ 添加物（アレルゲンを含む）
- エ 消費期限（時刻まで表示）
- オ 保存方法
- カ 製造所所在地・製造者名
- キ その他食品表示関係法令により規定される表示
- ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
- ケ 持ち帰りを禁止する表示
- コ その他実行委員会が指示する表示

(5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当および写真の提供が可能であること。

(6) 荒天等により大会開催が変更または中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。

## 8 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製についても、必要に応じてこの基準を準用する。